

## 第4章 地域医療構想

### (策定趣旨・概要)

- 我が国では、世界に類を見ない少子高齢・人口減少社会を迎えていますが、平成37(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、医療や介護を必要とする方がますます増加します。
- 医療・介護サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが喫緊の課題となっています。
- 一方、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、世代間の負担の公平性を高めながら、子どもや孫の世代まで、安心して医療・介護サービスを受けられる国民皆保険制度を将来にわたって維持できるよう、その持続可能性を高めていかなければなりません。
- こうした中、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い改正された医療法の規定により、都道府県は、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿（地域医療構想）を医療計画の一部として策定することとなりました。
- 地域医療構想は、地域ごとの医療機能の現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づく見通しを踏まえたうえで、将来におけるその地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を示すものです。
- 具体的には、入院医療を提供する病床の有する医療機能に着目し、平成37(2025)年における病床の機能区分ごとの病床数の必要量や居宅等における医療の必要量等について定めるとともに、その達成に向けた施策の方向性について盛り込んでいます。
- 地域医療構想は、医療法第30条の4第2項に規定される構想区域（二次医療圏）ごとの将来における医療提供体制のあるべき姿、方向性を示す構想（ビジョン）です。詳細は、平成28年6月に策定した「大分県地域医療構想」に掲載しています。